

大分大学医学部教育医長細則

令和6年3月6日制定
令和6年医学部細則第3-6号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定により、医学部医学科の学生の卒前臨床教育及び研修医の卒後研修の充実並びに臨床実習・臨床研修に係る教育業務の円滑な運営を行うために各講座に置く、大分大学医学部教育医長（以下「教育医長」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 教育医長は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 各講座及び診療科（以下「講座等」という。）での学生及び研修医（以下「学生等」という。）の臨床教育・指導
- (2) 実務責任者としての、講座等での臨床実習・臨床研修における学生等の出欠管理、臨床指導及び臨床実習・臨床研修の評価
- (3) その他臨床実習・臨床研修に関すること。

(候補者の推薦)

第3条 各講座の候補者の推薦は、当該講座の教授が、学部長に行う。ただし、当該講座の教授が欠員等の場合は、当該講座の准教授が推薦を行う。

(選考)

第4条 教育医長は、大分大学医学部教授会及び大分大学医学部教務委員会の議を経て、学部長が任命する。

(任期)

第5条 教育医長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、教育医長に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。